

|     |   |
|-----|---|
| 件 名 | 「みなとオアシス京たんご」を仮登録しました！！<br>～京都府で2港目の「みなとオアシス」が誕生～ |
|-----|---|

|     |   |
|-----|---|
| 概 要 | <p>○国土交通省近畿地方整備局では、みなとの施設やスペースを活用した住民参加型の継続的な地域振興の取組が行われている地域交流拠点を「みなとオアシス」として認定する取組を推進しています。</p> <p>○京丹後市長より、みなとオアシス京たんごセンター（仮称）（久美浜福祉センター内）を基本施設とする周辺地区を市の賑わい交流拠点「みなとオアシス京たんご」として、仮登録する申請があり、平成26年6月17日付けで仮登録することになりました。</p> <p>※本登録に向け久美浜福祉センター内に港湾関連施設として設置予定。設置までは京丹後市役所内及び久美浜福祉センター内にて運営を行います。</p> <p>○近畿では既に兵庫県3港、京都府1港及び大阪府1港の「みなとオアシス」が登録されており、京都府では「みなとオアシスたいみやづ」につづく2港目の登録となります。</p> <p>○参考資料 ① 「みなとオアシス京たんご」の概要<br/>② 「近畿みなとオアシス」制度について<br/>③ みなとオアシス全国マップ</p> <p>※京都府（京都府政記者クラブ）、舞鶴市（舞鶴市記者会）京丹後市（丹後記者クラブ）にも同内容にて資料配付を行います。</p> |
|-----|---|

|      |                      |
|------|----------------------|
| 取り扱い | 平成26年6月17日 14時00分 解禁 |
|------|----------------------|

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 配布場所 | 神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ |
|------|------------------------------|

|      |  |
|------|--|
| 問合せ先 | 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部<br>港湾計画課 課長 島村 博（内線6450）<br>課長補佐 桑原 賢二（内線6454）<br>電話番号（直通）078-391-8361 |
|------|--|

# 「みなとオアシス京たんご」を 近畿みなとオアシスとして仮登録しました

参考資料①

## みなとオアシス京たんご



申請者:京丹後市

基本施設:みなとオアシス京たんごセンター(久美浜福祉センター内)

(H26.7中旬までは京丹後市役所内及び久美浜福祉センターにて運営)

サービスを提供する地区及び施設

- ①豪商稲葉本家
- ②久美浜公園
- ③アメニティ久美浜
- ④マリンプラザ
- ⑤ぎょそんセンター
- ⑥小天橋海水浴場



# 「近畿みなとオアシス」制度について

参考資料②

## 1. 「みなとオアシス」

「みなとオアシス」とは、海の風景、潮の香りといった自然や、古くから交易等の場として栄えた時代を彷彿させる歴史、海に開かれたみなとまちとして歩んできた文化など、多くの魅力で知的刺激を与えてくれる「みなと」の元来有する資源を人々が訪れやすいものとするため、休憩スペース、トイレ及び駐車場(以下基本施設)という。)を活用してサービスを提供できるみなとの施設や地区を「みなとオアシス」として登録し広く案内することにより、地域の賑わい創出を図ることを目的とするものです。

「みなとオアシス」は、平成15年11月20日に中国・四国地方整備局によって制度化され平成18年度から全国展開されており、みなとオアシス京たんごを含めると全国で84港が登録(76)または仮登録(8)されることとなります。



## 2. 「近畿みなとオアシス」になるには

### ○設置・申請者

- ・港湾管理者・市町若しくはそれに準ずる公的な団体
- ・港湾管理者若しくは市町の推薦を受けた団体

### ○登録要件

1. 基本施設が高齢者、身障者など様々な人の使いやすさに配慮されたものであること  
交流・レクリエーションに関するサービス(イベント開催、飲食・物販のための機能等)を活用したサービスをいう。)を提供することが可能であること
2. 地域振興方策に係るコンセプトが明確であること
3. 地域の環境・景観に配慮した事業計画であること
4. ソフト面を重視した事業計画であること
5. 実効性及び継続性を備えた年間活動計画を有すること
6. 基本施設が常に安全で快適に利用可能なように確保されていること
7. 設置・申請者と施設管理者が異なる場合は、施設管理者との協議が整っていること

### ○支援内容

#### ■仮登録後

- ・近畿地方整備局による重点的なPR、事業計画策定への支援

#### ■本登録後

- ・近畿地方整備局による重点的なPR
- ・みなとオアシスシンボルマークの使用
- ・案内板の設置、公的地図掲載の調整



### ○申請先

| 府・県        | 事務所名・担当課                   | 住所・連絡先  |
|------------|----------------------------|---|
| 兵庫県        | 近畿地方整備局 神戸港湾事務所 企画調整課      | 〒651-0082 神戸市中央区小野浜町7-30<br>TEL : 078-333-2552    |
| 大阪府        | 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所 企画調整課 | 〒552-0007 大阪市港区弁天1-2-1-1500<br>TEL : 06-6574-8561 |
| 京都府<br>滋賀県 | 近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所 工務課        | 〒624-0946 舞鶴市下福井910<br>TEL : 0773-75-0844         |
| 和歌山県       | 近畿地方整備局 和歌山港湾事務所 沿岸防災対策室   | 〒640-8404 和歌山市湊葉種畑の坪1334<br>TEL : 073-422-8198    |

